

セルフメディケーション税制を受けられる方へ

★セルフメディケーション税制とは、日頃から予防接種などで健康管理の取組を行い、軽い身体の不調は市販薬を使い自分で手当てすることを勧める目的で創られた制度です。このような取組を行う人が、自分や生計同一の家族のために対象となる市販薬（スイッチOTC医薬品）を購入した場合、年間の購入合計額から12,000円を差し引いた額を所得から控除します。（控除上限額88,000円）平成29年1月1日から令和3年12月31日までに購入したスイッチOTC医薬品が対象で、その年ごとに申告が必要です。平成30年度（平成29年分）の申告から適用されます。

なお、今までの医療費控除とセルフメディケーション税制の両方を適用することはできませんので、どちらか一方を申告者が選ぶことになります。

☆セルフメディケーション税制は、令和3年度税制改正において、対象となる医薬品の範囲等が見直された上、適用期限が令和8年12月31日まで5年間延長されました。令和5年度（令和4年分）以後から適用されます。

★セルフメディケーション税制の計算式（控除上限額88,000円）

$$\text{控除額} = \text{スイッチOTC医薬品の年間購入額} - \text{保険金などで補てんされる額} - 12,000\text{円}$$

○今までの医療費控除の計算式（控除上限額200万円）

$$\text{控除額} = \text{年間に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる額} - 10\text{万円} \quad (\text{所得額} 200\text{万円未満の場合は所得額} \times 5\%)$$

★申告に必要なものは？

★セルフメディケーション税制の明細書(裏面)

★健康管理の取組を行ったことが分かる書類

例：予防接種の領収書原本、健診の結果通知表のコピー。
（結果通知表の結果部分は不要ですので、結果部分を黒塗りなどしたコピーでかまいません。なお、取組にかかった費用は、控除の対象にはなりません。）

☆令和4年分からは、健康管理の取組を行ったことが分かる書類の添付は不要となります。

健康管理の取組とは？

下記のうちいずれか1つを各年に受けることをいいます。

申告者が取組を行っていることが条件となります。

（家族の取組の有無は問いません。）

- ・ インフルエンザ予防接種又は定期予防接種
- ・ 市町村が行うがん検診
- ・ 職場で受ける定期健康診断
- ・ 特定健康診査（メタボ健診）又は特定保健指導
- ・ 保険者（加入している健康保険組合など）が実施する人間ドックや各種健（検）診

★「スイッチOTC医薬品」とは？

これまで医師が処方していた医薬品をドラッグストア等で購入できるようにしたものです。対象商品や領収書の多くには、マークや目印が付いています。



このマークが商品に記載されています。商品により、マークの大きさ、色又は記載箇所などが異なります。

領収書は、申告者が申告期限から5年間保管してください。

なお、領収書には、商品名、金額、販売店名、購入日、セルフメディケーション税制対象であることの明記が必要です。

対象医薬品の一覧については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

ドラッグ△△△ 領収書

□年□月□日

●はセルフメディケーション
税制対象商品です

●胃薬 1,100円
マスク 330円
合計 1,430円

(内税 130円)

※取組を行ったことを明らかにする書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。